

## 協働の指針 第1章（素案）

### 第1章 指針策定の趣旨

#### 【指針策定の背景、目的】

- ◆本市では、平成23年に改訂した「阪南市市民公益活動推進に関する指針」に沿って、様々な市民公益活動の推進に努めてきました。その結果、市内には数多くの市民公益活動団体が生まれ、また、市民公益活動団体を支援する仕組みとして市民活動センターの設立など、地域や社会の困りごとの解決向け取り組んでまいりました。
- ◆また、「阪南市自治基本条例」が施行され10年が経過しようとする中、平成29年には阪南市自治基本条例推進委員会より、協働の推進を含む条例見直しの提言を受け、「協働の推進」の条文を追記する改正を行いました。
- ◆一方、近年の人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化により、市民の生活が多様化・複雑化し、行政だけでは解決できない課題が多く生じてきています。
- ◆こうした課題の解決に向け市民、市民公益活動団体、自治会、NPO法人や行政など多様な主体が協働のパートナーの連携をもって課題解決に向け取り組んでいく必要があります。
- ◆そこで、これまでの指針に盛り込まれていた行政における市民公益活動の推進だけでなく、協働のパートナーと一緒に作り上げるまちづくりを目指し、また、協働のパートナー同士が作り上げるまちづくりの支援を促進するため、指針を改訂しました。
- ◆誰もが、自分たちのまちは自分たちで「つくり」「そだて」「まもる」という視点に立ち、より一層活動に主体的に取り組み、対等な立場で協力・連携してまちづくりを進めていきましょう。